【参考 2】

1　山林所得に対する所得税の税額表

○　山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額	（申告書第三表㊻欄の金額）　円	A

A　課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 9,749,000円	0.05（5%）	0円	（A×B－C） 円 （申告書第三表㊹欄へ）
9,750,000円 ～ 16,499,000円	0.1（10%）	487,500円	
16,500,000円 ～ 34,749,000円	0.2（20%）	2,137,500円	
34,750,000円 ～ 44,999,000円	0.23（23%）	3,180,000円	
45,000,000円 ～ 89,999,000円	0.33（33%）	7,680,000円	
90,000,000円 ～ 199,999,000円	0.4（40%）	13,980,000円	
200,000,000円 ～	0.45（45%）	23,980,000円	

㊟　1　「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2　例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。

40,000,000円　×　0.23（23%）　－　3,180,000円　＝　6,020,000円

2　配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額	円	D
配偶者の合計所得金額	円	E

○　ここで求められた**配偶者（特別）控除の額**は、**申告書B第一表**の 所得から差し引かれる金額 「⑰～⑱ **配偶者（特別）控除**」欄へ転記します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「⑰～⑱ 配偶者（特別）控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

配偶者の合計所得金額（Eの金額）	あなた（居住者）の合計所得金額（Dの金額）900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除の種類
38万円以下（控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
38万円超　85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
85万円超　90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超　95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超　100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超　105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超　110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超　115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超　120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超　123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

㊟　1　「**控除対象配偶者**」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

2　「**老人控除対象配偶者**」とは、控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3　給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	（申告書B第一表㋕欄の金額）　円	F

○　ここで計算した**給与所得金額**は、**申告書B第一表**の 所得金額 「⑥**給与**」欄へ転記します。

Fの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	F － 650,000円　円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円

Fの金額	給与所得の金額	
1,628,000円～1,799,999円	F÷4の金額（※千円未満の端数は切捨て）⇩ G　,000円	G×2.4　円
1,800,000円～3,599,999円		G×2.8－180,000円　円
3,600,000円～6,599,999円		G×3.2－540,000円　円
6,600,000円～9,999,999円	F×0.9－1,200,000円　円	
10,000,000円～	F－2,200,000円　円	

4　公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額	（申告書B第一表㋖欄の金額）　円	H

○　ここで計算した**公的年金等の雑所得の金額**は、**申告書B第一表**の 所得金額 「⑦**雑**」欄へ転記します。

なお、その他の雑所得がある場合は、「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き　確定申告書B用**」の10ページをご覧ください。

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和30年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円～1,299,999円	H－700,000円　円
	1,300,000円～4,099,999円	H×0.75－375,000円　円
	4,100,000円～7,699,999円	H×0.85－785,000円　円
	7,700,000円～	H×0.95－1,555,000円　円

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和30年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円～3,299,999円	H－1,200,000円　円
	3,300,000円～4,099,999円	H×0.75－375,000円　円
	4,100,000円～7,699,999円	H×0.85－785,000円　円
	7,700,000円～	H×0.95－1,555,000円　円

5　総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	（申告書第三表㊿欄の金額）　円	I

（注）**申告書第三表**の 税金の計算 「㊿課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの 「課税される所得金額」の計算 を参照してください。

Iの金額	J（所得税の税率）	K（控除額）	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05（5%）	0円	（I×J－K） 円 （申告書第三表㊽欄へ）
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1（10%）	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2（20%）	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23（23%）	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33（33%）	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4（40%）	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45（45%）	4,796,000円	

参考2